

# 市・都民税、所得税の申告はお早めに

申告期限は3月16日です

## 市・都民税の申告は市役所へ

申告期限は3月16日です

市・都民税の申告を表1のとおり受け付けています。申告に必要なものは表2で確認してください。

所得税の確定申告をする方、給与所得者で勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方、所得が年金のみで各種控除の追加がない方は、申告の必要はありません。

●郵送による申告書の受け付け  
次に該当する方は、申告書を郵送でも受け付けます。申告書

\* 給与所得のみの方で、年末調整を受けた源泉徴収票を申告書に添付するだけで、申告書裏面に該当事項を記入している

## ●上場株式等の配当・譲渡所得に対する課税方式の選択

市・都民税と所得税で異なる課税方式(申告不要制度、申告分

●申告の受け付けと納税日時  
までの平日、3月1日(日)まで

## 所得税の申告は立川税務署へ

\* 個人事業者の消費税、地方消費税など

▼表1 市・都民税の申告受け付け

	時 間	場 所
2月17日(月)～3月5日(木)の平日	午前9時～午後5時	市役所102・103会議室
3月6日(金)～16日(月)の平日	午前9時～午後5時	市役所1階市民ホール
夜間	3月5日(木)・6日(金)	午後5時30分～7時30分
休日	3月7日(土)・8日(日)	午前9時～午後4時
		市役所1階市民ホール

▼表2 市・都民税の申告に必要なもの

①市・都民税申告書(※)と印鑑
②マイナンバーカード、または、マイナンバーが記載された書類と身分証明書(運転免許証など)
③昨年中の所得(収入)が分かる書類
給与・年金などの所得がある方 源泉徴収票、給与(年金等)支払報告書、給与証明書など
給与・年金以外の所得がある方 収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など
④各種控除に関する書類
保険料控除を受ける方 (国民健康保険、国民年金、個人年金、地震・生命保険など) 支払証明書または領収書 ※介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から納めている方は、ほかに納付書や口座振替で納めた額も併せて申告が必要です。
医療費控除を受ける方 (いずれか一方) * 医療費控除の明細書 * セルフメディケーション税制の明細書と、健康診断の受診など健康のための取り組みを行ったことが分かる書類
雑損控除、寄附金税額控除を受ける方 領収書など
障害者控除を受ける方 障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など)
配偶者特別控除を受ける方 配偶者の昨年中の所得が分かる書類

※申告書は1月に発送しましたが、届かない場合は市役所市民税係へご連絡ください。

離課税、総合課税)を選択することができます(総合課税は配当所得のみ)。希望する場合は、納税通知書(6月初旬に発送)または特別徴収税額の決定通知書(5月中旬に発送)を受け取るまで、所得税の確定申告とは別に市・都民税の申告をする必要があります。詳しくは、問い合わせください。

※いずれも時間は、午前8時30分～午後5時です(相談は午後4時まで)。

◇場所 立川地方合同庁舎内の申告書作成会場

※記入済みの所得税の申告書は、3月16日まで市役所市民税係でも受け付けます。

# 車・バイクなどの廃車・名義変更手続きはお済みですか



費税＝3月31日(火)までの平日、3月1日(日)

※混雑時には、早めに締め切ることがあります。

523-1181へ。  
☆詳しくは、立川税務署 042-

軽自動車やバイクなどにかかる軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(所有名義の方)に課税されます。既に使用していない、他人に譲つた、市外に転出する、盗難に遭つたなどの場合は、早めに廻り。車・名義変更の手続きをしてください。そのままにしておくと課税されます。

受け付け窓口は車種によつて異なります(下の表のとおり)。

● 125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ

◇手続きに必要なもの  
\* 廃車ナンバープレート、標識交付証明書、所有者の印鑑

\* 名義変更(ナンバープレート

▼廃車・名義変更手続きの車種別受け付け

車種	受け付け
①バイク(125cc以下)、農耕・小型特殊	市役所市民税係 044-5111
②軽自動車四輪乗用、軽自動車四輪貨物	軽自動車検査協会多摩支所(府中市) 050-3816-3104
③二輪の小型自動車、軽自動車二輪	多摩自動車検査登録事務所(国立市) 050-5540-2033
④普通乗用車、トラック、その他	

※税金関係は、①②③は市役所で、④は立川都税事務所(立川市) 042-523-3171で受け付けます。